

被扶養者資格の 再確認のお願い



船員保険イメージキャラクター かもめっせ

船舶所有者の皆さまへ

平素は船員保険事業の運営についてご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて全国健康保険協会船員保険部（以下「船員保険部」といいます。）では、法令に基づき、船員保険の被扶養者の方が引き続き被扶養者としての条件を満たしているかを確認しています。

今年度も、被扶養者削除の届出が**未提出**となっていないかを確認いたします。

また、被扶養者の方が日本国内に居住されているかを併せて確認いたします。海外居住の被扶養者の方がいらっしゃる船舶所有者様へは後日、別途文書にて、ご案内をさせていただく予定です。

つきましては、同封の「船員保険被扶養者状況リスト」（以下「被扶養者状況リスト」といいます。）により、対象の方が現在も被扶養者の要件を満たしているかをご確認のうえ、船員保険部にご提出ください。

被扶養者資格の再確認は保険料負担の軽減につながる大切な事務ですので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

提出期限：令和6年2月9日（金）

再確認の対象となる方

同封しております「被扶養者状況リスト」にお名前が記載されている被扶養者の方（令和5年11月9日現在において、船員保険部で確認している方）を対象に実施いたします。

※扶養認定日が令和5年4月1日以降の方については再確認の対象にはならないため、「被扶養者状況リスト」にお名前等は記載されていません。

なお、「被扶養者状況リスト」にお名前等の記載がない被扶養者の方について、同リストにお名前等を追記していただく必要はありません。

被扶養者状況リスト等に関するお問い合わせはこちらまで

【専用ダイヤル】 050-3159-5103

受付時間：平日 8時30分～17時15分

開設期間：令和6年1月23日～令和6年3月19日

被扶養者状況リストによる確認の流れ

就職等により健康保険にご自身で加入される等して、別の被保険者証をお持ちですか？



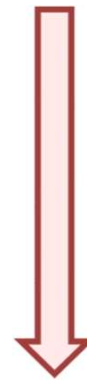
はい

2

被扶養者に該当しません。

- ・該当被扶養者の「削除(異動届を添付)」欄に☑ (チェック) をしてください。
- ・被扶養者調書兼異動届をご提出いただき、被扶養者の削除をお願いします。(※)

いいえ



年間の収入額が130万円未満(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害がある方は180万円未満)ですか？



はい

2

被扶養者に該当しません。

- ・該当被扶養者の「削除(異動届を添付)」欄に☑ (チェック) をしてください。
- ・被扶養者調書兼異動届をご提出いただき、被扶養者の削除をお願いします。(※)

いいえ

一時的な収入増加により該当しない場合は、Q & A 8を参照してください



被保険者と同居していますか？



はい

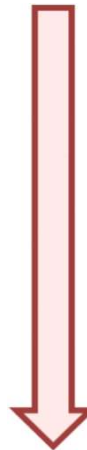
1

被扶養者に該当します。

日本国内に居住しているかの確認をお願いします。海外居住者の場合には、海外居住者欄に☑をお願いします。(海外居住の被扶養者の方がいる船舶所有者様には、後日別途文書にてご案内させていただきます。)

いいえ

同居要件ありに該当する扶養家族は、別居している時点で被扶養者に該当しません。(4ページ目をご確認ください。)



被扶養者ご自身の収入を上回る額の仕送りを被保険者より受けていますか？



はい

1

被扶養者に該当します。

日本国内に居住しているかの確認をお願いします。海外居住者の場合には、海外居住者欄に☑をお願いします。(海外居住の被扶養者の方がいる船舶所有者様には、後日別途文書にてご案内させていただきます。)

いいえ

2

被扶養者に該当しません。

- ・該当被扶養者の「削除(異動届を添付)」欄に☑ (チェック) をしてください。
- ・被扶養者調書兼異動届をご提出いただき、被扶養者の削除をお願いします。(※)



※被扶養者に該当されない方について、既に被保険者資格喪失届または被扶養者異動届を提出されている場合は、該当被扶養者の「年金事務所へ異動届を提出済」欄に☑ (チェック) をしてください。

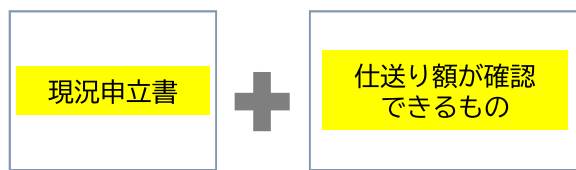
提出いただくもの

▶ 全員 ① に該当した場合

被扶養者全員が①となった場合(削除すべき被扶養者がいない場合)は、

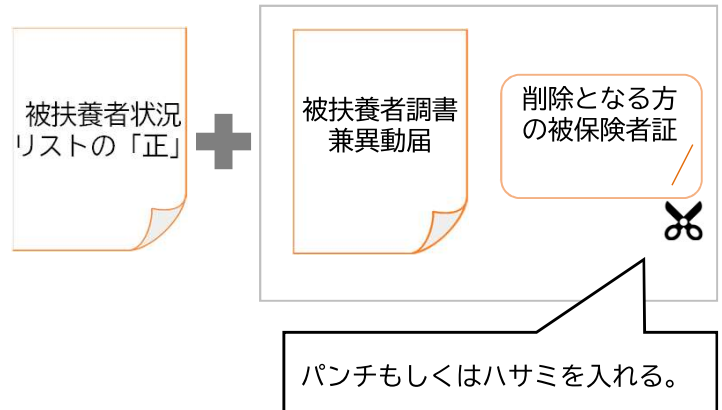


※別居の方がいる場合は、仕送り額が確認できる書類を添付してください。(本ページ下部参照)



▶ ② に該当する方がいる場合

被扶養者状況リストのほか、②となった方の異動届と被保険者証(及び高齢受給者証等)を併せてご提出ください。



提出前の再チェック！

被扶養者状況リスト(正)右下の船舶所有者証明欄の記入漏れが多い傾向にあります。ご提出前に再度ご確認ください。

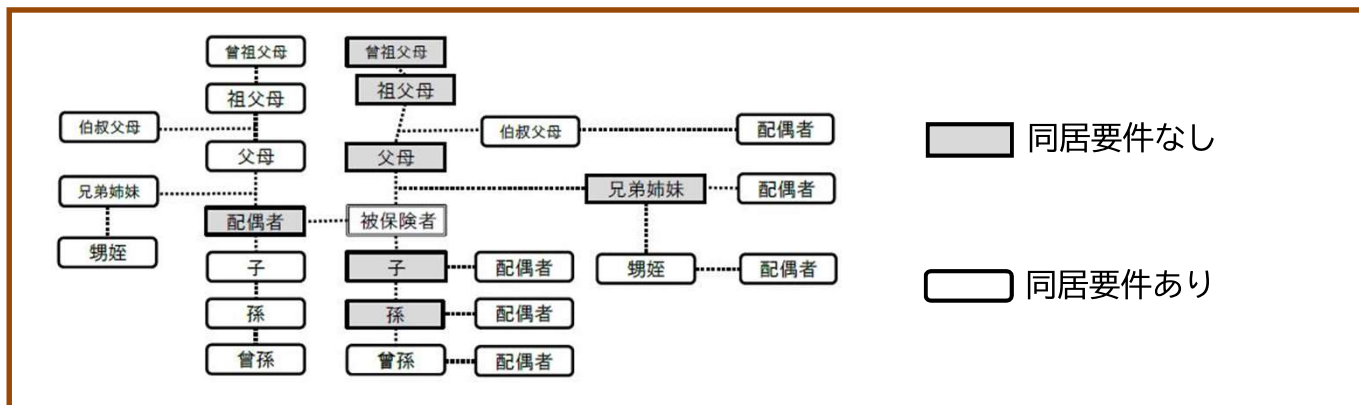
船舶所有者の名称・所在地・電話番号	
船舶所有者確認欄(確認後にチェック☑してください)	<input type="checkbox"/> 対象者(削除対象者を除く)の収入について、事業主が被扶養者の範囲内であることを確認しました。
船舶所有者確認欄(該当する場合のみチェック☑してください)	<input type="checkbox"/> 人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増加であることを被扶養者を雇う事業主の証明により確認しました。

別居している被扶養者がいる場合の添付書類

別居している被扶養者については、仕送りを行っていることの確認が必要となります。同封の「被扶養者現況申立書」とあわせて、下記の書類をご提出ください。なお、学生の場合は添付書類の提出は不要です。

条件など	添付書類
振込	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者、扶養家族の預金通帳のコピー ※ 口座名義、振込金額、受取り金額記載のページを添付してください。 ※ 仕送りに該当する箇所や流れがわかるようご記入ください。
送金	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者から扶養家族への現金書留控えのコピー ※ 送金された金額、氏名が確認できるものを添付してください。
手渡し	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者の預金通帳のコピー ※ 口座名義、引き落とし金額記載のページを添付してください。 ※ 手渡しする現金を引き落とししたことがわかるようご記入ください。

被扶養者の範囲、認定要件



被扶養者として認定されるには、主として被保険者の方の収入によって生計を維持されていることが必要です。

- ・被保険者の方と同居(同一世帯)している場合
→扶養家族の年収(※1)が**130万円未満**、かつ被保険者の年収の**1/2未満**。(※2)
- ・被保険者の方と別居している場合
→扶養家族の年収が**130万円未満**で、かつ被保険者からの**仕送り額より少ない**。

なお、扶養家族が60歳以上または障害者(障害厚生年金を受けられる程度)の場合は、上記「130万円未満」は「**180万円未満**」となります。

※1 扶養家族の年収は、給与収入、事業収入、地代・家賃収入などの財産収入、老齢・障害・遺族年金などの公的年金、雇用保険の失業給付などの総額となります。

給与所得者の方は総収入額、自営業者の方の場合は必要経費を引いた残りの収入額が年収となります。

※2 扶養家族の方の年収が被保険者の方の年収の1/2を超える場合であっても、世帯の生計維持関係から判断し、認められる場合があります。

収入確認のための書類

一時的な収入の増加により認定要件を満たさない場合のみ、確認書類(被扶養者を雇う事業主の証明)の提出が必要です。

- **収入がある場合** ※ 収入が複数ある場合は、それぞれの確認書類で収入をご確認ください。

条件など	確認書類
パート・アルバイト等の給与収入がある	・直近3カ月分の給与明細 ※人手不足による労働時間延長に伴う一時的な収入の増加により、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害がある方は180万円)を超えてしまいそうな場合は、被扶養者状況リスト「人手不足による労働時間延長等に伴い、一時的に収入が増加している」欄に☑を入れ、被扶養者を雇う事業主の証明を添付してください。(Q&A8を参照してください)
年金を受給している	・「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」
自営業・不動産等の収入がある	直近の「確定申告書」のコピーと次のいずれか ・青色申告 →「青色申告決算書」のコピー ・白色申告 →「収支内訳書」のコピー ・電子申告 →収入の内訳が確認できる書類(税務署にご確認ください)
傷病手当金や出産手当金等の非課税対象となる収入がある	・受給金額が確認できる通知書等

- **最近就職したことで現在収入がない場合**

条件など	確認書類
失業給付を受給していない	・「雇用保険被保険者離職票」や「退職証明書」等の退職日(資格喪失日)が確認できる書類
失業給付受給中、または受給を終了した	・「雇用保険受給資格者証(両面)」



Q & A

Q 1. 被扶養者でなくなった日の基準を教えてください。

A 1. 被扶養者でなくなった日は次のとおりとなりますが、不明な場合は申出日をご記入ください。

- (ア) ご就職、昇給等による収入超過の場合
→ その事実が発生した日(収入に変動があった事実が発生した日)
[例] 就職された日/給料や勤務形態が変わり、収入が増えるきっかけとなった日
- (イ) ご結婚等により被保険者の方の扶養から外れた場合
→ その事実が発生した日
- (ウ) 後期高齢者医療制度に加入された場合
→ その事実が発生した日
- (エ) 亡くなられた場合
→ 亡くなられた日の翌日

Q 2. 既に退職している者や扶養削除済みの者が「被扶養者状況リスト」に記載されていますが、どうすれば良いでしょうか。

A 2. 「被保険者資格喪失届」または「被扶養者(異動)届」を既にご提出いただいている場合は、リストの「年金事務所へ異動届を提出済」欄に☑(チェック)をしてください。なお、届出を提出後、数カ月経過しているにもかかわらず、リストに記載されている場合には、誠に恐れ入りますが、船員保険部へお問い合わせください。

※ 令和5年11月9日現在において、船員保険部で確認している方をリストに記載しています。

Q 3. 扶養削除となるため、被扶養者調書兼異動届を提出しましたが、通知書等はいつ頃送られてきますか。

A 3. ご提出いただいた被扶養者調書兼異動届は、船員保険部での内容確認を行った後、年金事務所での審査・入力処理がありますので、通知書等の発送までに1~2か月程度お時間をいただくこととなります。

お急ぎの場合は、通常の被扶養者異動届を管轄の年金事務所へ直接ご提出ください。なお、その場合は「被扶養者状況リスト」については「年金事務所へ届出済」欄に☑チェックをしてください。

Q 4. 同封されている「被扶養者調書兼異動届」が不足する場合はどうすれば良いでしょうか。

A 4. 大変お手数ですが、全国健康保険協会ホームページよりダウンロードをしていただくか、お電話にて船員保険部へ必要部数の送付をお申し付けください。

Q 5. 新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事したために、一時的に収入が増加し、年収が130万円を超えそうですが、この場合、扶養削除となりますか。

A 5. 医療職が令和3年4月から令和6年3月末の間に新型コロナウイルスワクチン接種業務に従事することにより得た収入は、特例により扶養認定時の収入には算定しないこととされています。そのため、当該接種業務以外の今後1年間の収入が130万円未満(60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害がある方の場合は180万円未満)になると見込まれる場合は、引き続き被扶養者として認定されます。

Q & A



Q 6. 預金通帳のコピーを提出しますが、仕送りと関係のない箇所について見られたくありません。

A 6. 仕送りと関係のない箇所については、黒く塗りつぶすなど、マスキングしてください。

Q 7. 被扶養者状況リスト等を提出した場合、後日、結果通知は送られてくるのですか。

A 7. 被扶養者調書兼異動届を提出した場合（扶養削除となる場合）を除き、結果通知は送付されませんので、ご了承ください。なお、被扶養者状況リストの2枚目は船舶所有者さまの控えとなりますので、提出せずに保管をお願いいたします。

Q 8. 一時的に収入が増加し、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円を超えてしまいそうです。この場合、扶養削除となりますか。

A 8. 一時的な収入の増加により、直近の収入に基づく年収の見込みが130万円（60歳以上及び障害者である場合には180万円）を超えてしまいそうな場合であっても、被扶養者を雇う事業主の証明により、人手不足による労働時間延長等に伴う一時的な収入増であると認められる場合は、被扶養者として認定されます。該当者がいる場合は、「船員保険被扶養者状況リスト」のチェック欄を記入のうえ、被扶養者を雇う事業主の証明（※）を添付いただきますようお願いいたします。

※被扶養者を雇う事業主の証明等の詳細は厚生労働省ホームページをご確認ください。



船員保険部
からのお知らせ

医療機関等の受診にはマイナンバーカード！

マイナンバーカードを保険証として利用することで受けられるメリットがあります！

より良い医療が可能に！

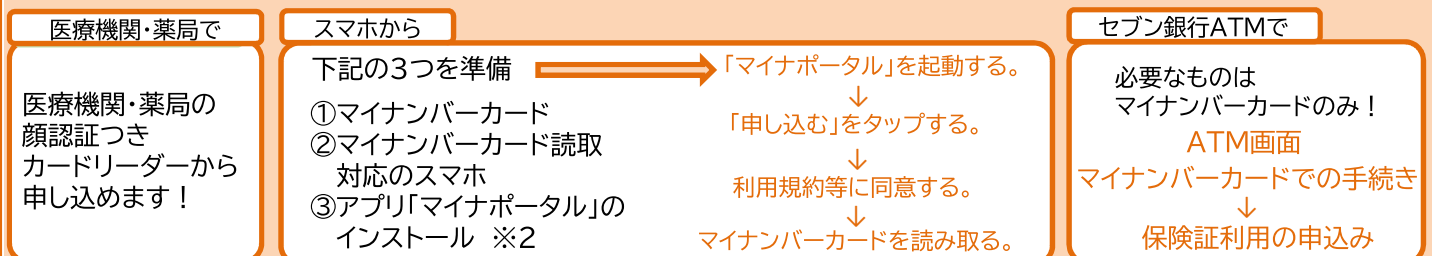
- 初めての医療機関等でも、過去に処方されたお薬や特定健診のデータが医師等と共有できる！（本人の同意が必要です）
- 自分の体についてのデータを見たうえで診療・薬の処方をしてもらうことができ、より良い医療が受けられます。
- 旅行先や災害時でも、お薬等のデータが連携されます。

各種手続きが便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
- マイナンバーカードを保険証として利用できる医療機関等では、「限度額適用認定証」がなくても、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。（新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です）

マイナンバーカードの保険証利用のお申込みがお済みでない方は、是非ともこの機会にお申込みをお願いいたします！※1

マイナンバーカードの保険証利用のお申込みについて



なお、マイナンバーカードを保険証として利用する場合は、上記お申込みだけでなく、オンライン資格確認等システムにデータ登録が完了している必要があります。詳しくは、協会ホームページよりご確認をお願いいたします。※3

※1 マイナンバーカードの保険証利用申込について（厚生労働省）



※2 マイナポータル



※3 マイナンバーカードの保険証登録情報の確認について（全国健康保険協会船員保険部）

